

令和6年11月12日

件名 季節性インフルエンザ等の感染症の流行に備えて、休日の小児医療体制を強化します。

全国的に季節性インフルエンザの罹患者が徐々に発生しており、冬期における新型コロナや他の感染症などとの同時流行が懸念されています。本市におきましても、今後、季節性インフルエンザの患者が増加してくることが想定される中、特に感染症に罹患しやすい小児の増加が危惧されるところです。

本市では、こうした状況に鑑みて高崎市医師会（小児科医会）の協力のもと、12月から休日の小児科の検査・診療体制を強化し、市民に更なる安心・安全な医療提供体制を確保していきます。

◆実施内容

- ・高崎市総合保健センター1階に所在する「高崎市夜間休日急病診療所」の医師・看護師を各1名から各2名体制に増員し、診療体制の充実を図ります。

◆実施期間（予定）

- ・令和6年12月1日（日）から7年2月24日（月）までの間の「日曜・祝日、年末年始」の21日間
- ・午前9時～正午

◆その他

- ・実施期間中は、医師の判断のもと、季節性インフルエンザと新型コロナの検査を受診できます。
- ・通年で開設している高崎地域の「休日当番医（小児科）」でも引き続き検査・診療を実施します。

【本件に関する問い合わせ】

保健医療部保健医療総務課

電話：027-381-6111